



令和 8 年度粟島浦村集落支援員募集要項

粟島浦村では集落支援員を募集します。

粟島浦村は人口約 300 名の新潟県で一番小さな自治体であり、すぐれた景勝地として全島が県立自然公園に指定されている自然豊かな村です。しかし、過疎高齢化が進んだことによる様々な問題が起きているため、集落の課題解決と地域の活性化に向けて活動する「粟島浦村集落支援員」を募集します。

活動内容

集落支援員

業 務

1. 集落の現状や課題、生活環境等を調べ整理する集落点検の実施
2. 集落のあり方に関する住民同士や住民と行政の間での話し合いの促進
3. 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に関すること
4. 集落のコミュニティを維持し、かつ活性化に資する業務
5. 産品・サービスの企画・開発・地域資源の発掘

1. 採用予定人数及び応募資格

採用予定人数 若干名

応募資格

- (1) 年齢が 20 歳からおおむね 40 歳までの方
- (2) 村内在住者または委嘱後に生活拠点を粟島浦村へ移し、住民票を異動することができる方
- (3) 任期終了後も粟島浦村に引き続き定住し、積極的に地域活動に参加する意思がある方
- (4) 関係人口創出や地域づくり、村民の挑戦応援に熱意があり、主体的に活動できる方
- (5) 地域住民や関係者等と円滑なコミュニケーション（対話）を図れる方
- (6) 心身ともに健康で誠実に業務を遂行できる方
- (7) 普通自動車運転免許を取得している方（若しくは嘱託日までに取得見込みの方を含む）

- (8) パソコンの一般的な操作ができる方
- (9) 高校卒業以上又はそれと同程度の学力を有する方
- (10) 地方公務員法第 16 号に規定する一般職の職員の欠格事項に該当しない方
- (11) その他

- 業務に有効活用できる資格・免許、知識・スキルがあれば応募用紙に記載すること
- コーディネート、商品・サービスの企画・開発・運営経験などがある方が望ましい

2. 支援員の嘱託

応募資格を満たす方の中から、村長が嘱託します（村との雇用関係はありません）。

なお、村長が、集落支援員としてふさわしくないと判断した場合、委嘱期間であっても解嘱することがあります。

3. 嘱託期間

令和 8 年 11 月 1 日(予定)から令和 9 年 3 月 31 日

※委嘱日は双方の協議により可能な場合は前倒しします。

※年度更新(再任)は通算 3 年を目処とします。ただし、次年度以降は村議会において、本案件に必要な予算が議決されなかった場合などは、募集及び採用を取り止めることがありますのでご了承ください。

4. 報償費等

月額 290,000 円

※嘱託であるため、雇用保険には加入しません。また、健康保険は各自で対応いただきます。

※その他活動経費として、協議の上、実費を支給(上限金額あり)

5. 応募方法

受付期間 令和 8 年 10 月 日 ～ 適時（定員に達し次第募集終了）

ご持参、郵送またはメールにて提出してください。

※ご持参の場合

閉庁日(土日・祝日)を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※郵送の場合

封筒表面に「集落支援員応募用紙在中」と朱書きしてください。

提出書類

① 履歴書 粟島浦村指定様式履歴書

※粟島浦村ホームページよりダウンロードできます。ダウンロードができない方は「提出先」までご連絡ください。

② 現住所が確認できる書類の写し

③ 書類の送付先を明記した 110 円切手を貼った返信用封筒

※郵送の場合

提出先

〒958-0061

新潟県岩船郡粟島浦村字日ノ見山 1513 番地 11

粟島浦村役場 総務課住民税務係 集落支援員 担当

TEL : 0254-55-2111 FAX : 0254-55-2159

E-Mail : seisaku@vill.awashimaura.lg.jp

※応募に要する経費は自己負担となります。

提出された書類はお返ししませんので、ご了承ください。

6. 選考方法

1 次試験 書類選考（履歴書により審査）

2 次試験 個人面接（1 次試験通過者のみ）